

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる日である同年○月○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会宛てに郵送したのは、平成○年○月○日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付け疎明書において、要旨、①自賠責保険及び労災保険の後遺障害の認定を受けることができなかったため、救済を求める手段は、加害者を相手とする損害賠償請求を裁判所に提訴することしかなく、再審査請求の必要性を感じなかった、②障害の程度と本件事故との因果関係を新たに立証するためには、高度な医学的判断による反証が必要であり、請求期間内に反証を収集することは不可能であった、③監督署長が正確な審査のもと、後遺障害を認定していれば、審査請求を行う必要すらなかった、④監督署長からは、障害等級第7級以上と認定されると年金が支給されるとの説明や教示がなかった、と述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。